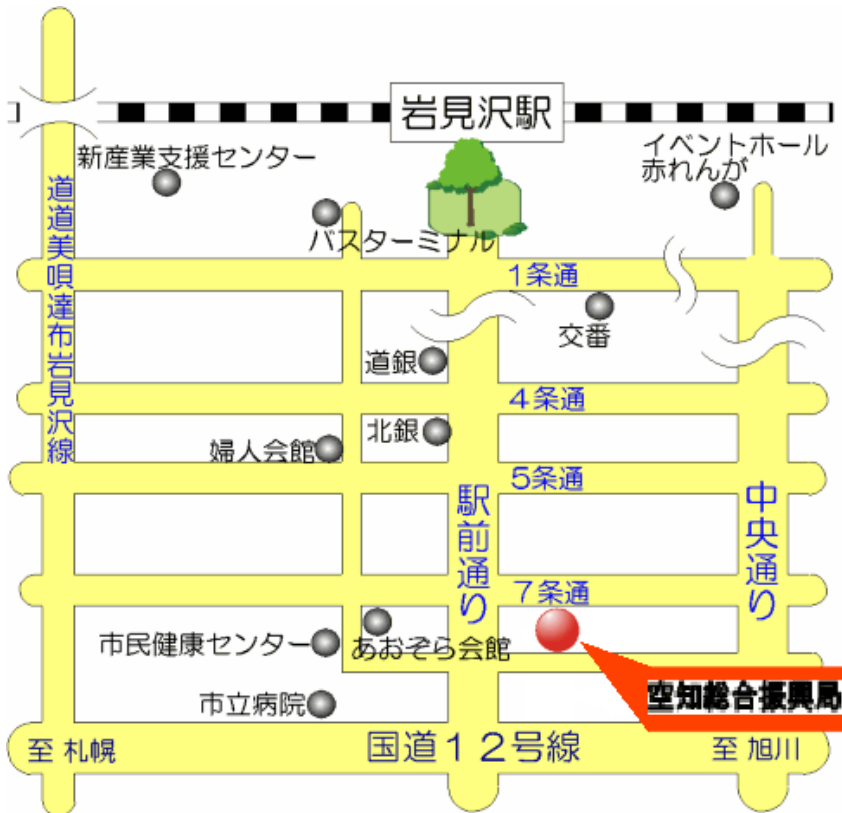


(4) **自動車税種別割、自動車税環境性能割の減免**

対象となる車	対象者		
<p>1、障がい者のかたが所有する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者自身が運転する場合 障がい者と生計を同じくしもっぱら障がい者のために運転する場合 <p>2、障がい者のかたと生計を同じくするかたが障がい者のために所有する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者本人がもっぱら運転する場合 障がい者と生計を同じくするかたがもっぱら障がい者のために運転する場合 <p>3、障がい者のみで構成される世帯の障がい者のかたが所有しその障がい者のかたを介護するために介護者がもっぱら運転する場合</p> <p>※上記のほか、構造上身体障がい者の方が利用するための自動車についても対象となります。</p>	下肢障がい	1～6級	
	体幹障がい	1～3級、5級	
	視覚障がい	1～4級	
	聴覚障がい	2・3級	
	平衡機能障がい	3・5級	
	音声機能障がい	3級(喉頭摘出のみ)	
	上肢障がい	1～3級	
	<p>身体障害者手帳</p> <p>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい</p>	<p>上肢障がい</p>	1～3級
		<p>移動障がい</p>	1～6級
	心臓機能障がい	1級、3・4級	
	じん臓機能障がい	1級、3・4級	
	呼吸器機能障がい	1級、3・4級	
	ぼうこう・直腸機能障がい	1級、3・4級	
	小腸機能障がい	1級、3・4級	
免疫機能障がい	1～4級		
肝臓機能障がい	1～4級		
療育手帳	A・B		
精神障害者保健福祉手帳	1～3級		
持参	申請先		
<p>1の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 印鑑 各種障がい者手帳 運転免許証 自動車検査証 	<p>そらちそうごうしんこうきよく ちいきせいさくぶ のうぜいか 空知総合振興局 地域政策部 納税課</p> <p>☎ 0126-20-0056</p> <p>ふかがわどうぜいじむしょ 深川道税事務所</p> <p>☎ 0164-23-3578</p>		
<p>2の場合、上記「1の場合」に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 家族全員の住民票等 通学証明書等 	<p>そ の た</p>		
<p>3の場合、上記「1の場合」に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時介護証明書 	<p>げんめんしんせい じどうしゃぜいかんきょうせいのうわりおよ じどうしゃぜい 減免申請は、自動車税環境性能割及び自動車税</p> <p>それぞれに申請期限があります。</p> <p>しんせいきげん 申請期限を過ぎると、減免を受けられませんので</p> <p>きげん かくにん しんせい おこな 期限をご確認のうえ申請を行ってください。</p>		

そらちそうごうしんこうきょく あんないず
空知総合振興局 案内図

〒068-8558 ほっかいどういわみざわし じょうにし ちょうめ
 北海道岩見沢市8条西5丁目



ふかがわどうぜいじむしょ あんないず
深川道税事務所 案内図

〒074-0002 ふかがわし じょう ばん ごう
 深川市2条19番13号

